

2024年度
事業計画

社会福祉法人おおつ福祉会

おおつ福社会 わたしたちのめざすもの

「社会福祉法人おおつ福社会」は、障害のある人や家族の願いをもとに、地域の多くの団体や個人が集まり、障害のある人の願いをかなえるために、1990年に設立されました。

わたしたちは

障害の種別や軽重に関わりなく、一人ひとりが大切にされる取り組みを進めます。

わたしたちは

障害のある人やその家族など多くの関係する人たちが参加する共同の事業として運営を進めます。

わたしたちは

障害のある人やお年寄りが、地域のなかで安心して働き暮らせるように取り組みを進めます。

わたしたちは

市民の理解と協力をもとに、福祉の充実をめざして、運動を進めます。

わたしたちは

全国のすぐれた経験に学び、研究や研修活動を積極的に進めていきます。

1. はじめに

2024年度の報酬改定がなされ、わずかながら報酬は上がったが、まだ不十分な水準にとどまっている。報酬改定への対応を行いつつ、引き続き報酬の引き上げや日額払いの問題を伝えていく必要がある。

天津市では、新規のグループホーム等の開設が進んでいるが、重度知的や高齢等で生活に困難を抱える障害者の受け皿は十分ではなく、施設建設とともに実践のあり方が問われる状況になっている。

おおつ福祉会の第4期中期計画は2年目に入り、計画をもちつつも運営の安定をめざして事業の再編を進めていく必要がある。

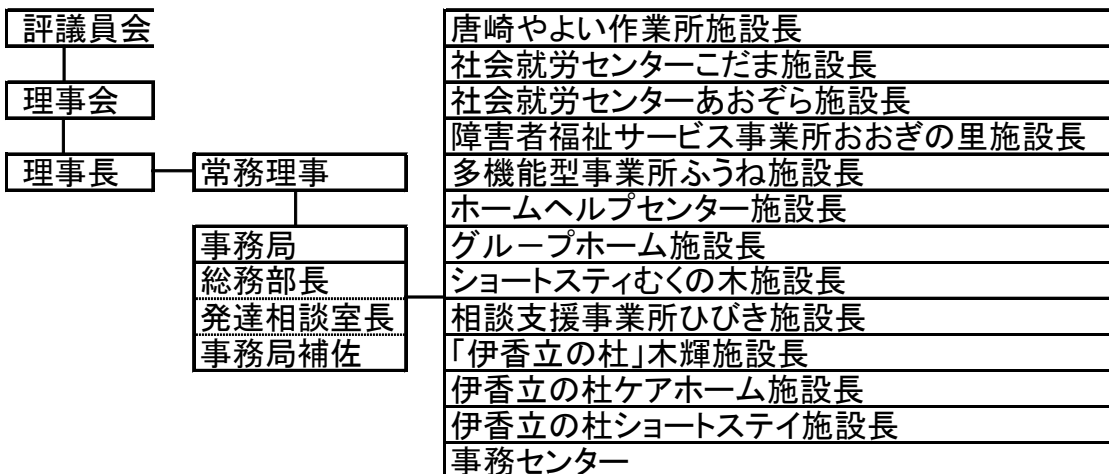
2. 法人の重点課題について

今年度、おおつ福祉会全体としては、下記のことを重点的に取り組む

- ①感染症・災害対策では事業継続計画（BCP）をベースにすすめつつ、危機に対応できる組織運営に努める。
- ②新任、中堅等の研修・研究活動の充実を図り、人材育成に努める。
- ③大学・短大・専門学校等との学生実習等を積極的に受け入れ連携を深める。
- ④法人運営の安定をめざし、組織・運営の合理化など事業の再編に努める。
- ⑤職員の働き方を見直し、時間外労働の縮減、有給休暇の計画的取得を進める。
- ⑥話し合いを軸に、相互に人格を尊重しあう組織運営に努めるとともに、人権擁護・管理運営の相互点検・交流に努める。
- ⑦きのこタケノコハウスの施設整備やグループホーム再編に向けた取り組みを進める。
- ⑧利用者の高齢化などの課題への対応を進めるとともに新規の利用者の受け入れに努める。
- ⑨こだままつり（秋フェスタ）を開催し、地域との交流を図る。
- ⑩利用者の自己表現活動としての芸術活動の普及を図る。
- ⑪「障害者権利条約」の具体化の運動を進める。そのためにきょうされん国会請願署名を始めとして、社会保障の充実をめざした運動を進める。

3. おおつ福祉会の組織について

(1) 2024年度のおおつ福祉会の組織は次のとおりとする。



(2) 機関会議等の位置付け

会議名	位置付け	開催頻度	主宰者
評議員会	法人の最高議決機関。 重要事項(理事監事の選任・決算承認・定款	6月(定例) 臨時	理事長

	変更・基本財産の処分等)の決定。		
理事会	法人の業務執行の決定機関。	5月、9月、12月、3月全4回 臨時	理事長
施設長会議	法人の基本的方針についての具体的な推進のための協議機関。	月2回開催	総務部長
事務局会議	施設長会議・理事会議題整理、法人内課題情報共有	月2回開催	常務理事
主任者会議	実践課題に関する検討、法人内の利用者調整・進路調整。 リスクマネジメント(リスクの管理、ヒヤリハットの事例検討)	月2回開催	担当施設長
研究・研修部	職員研修の企画実行を行う。	月2回開催	担当施設長
事業企画部	第4期中期計画を初めとする企画実行の事務局を担う。	月1回開催	事務局
給食会議	給食に関する課題の整理と調整を行う。	年5回開催	担当施設長
広報会議	広報誌「リーチ」の編集発行。 人材確保に関わる外部への宣伝、アプローチについて検討と実施。	月1回開催	担当施設長
居宅会議	GH・CH・SS・HHC、生活支援事業所の情報交換と課題整理。	月1回開催	担当施設長
美術会議	造形作品の展覧会への出品や作品展の開催。	適宜開催	担当施設長
虐待防止委員会	利用者の安全と人権保護の観点から虐待防止の推進。	月1回	常務理事
身体拘束適正化検討委員会	利用者への身体拘束等の廃止、必要最低限の実施を目的。	年1回以上	常務理事
ハラスメント防止委員会	ハラスメント防止の推進と事案への対応。	年1回以上	常務理事
コンプライアンス委員会	コンプライアンス遵守の取り組み、事案への対応。	年1回以上	常務理事

研究・研修部

- ①新任・中堅研修 7月6日 午前 各テーマで/午後 グループワーク
- ②人権研修 11月16日
- ③研究集会 2025年2月22日
- ④中堅研修 グループワーク
- ⑤新任フォローアップ 系統的に基礎学習を積んでいく。
- ⑥着任者研修 3月中～下旬
- ⑦研修部自らが、現場の実践の軸となれるための基礎的な学習(発達の理論、人権研修、テーマを決めたグループワーク等)を重ねていく。

広報会議

- ①法人SNSの管理運営または活用についてすすめていく。
- ②広報誌「リーチ」の編集発行を定期的に継続していく。
- ③人材確保につながるような法人の魅力や取り組みについて、外部への宣伝・アプローチを検討・実施し

ていく。

事業企画部

毎月1回の会議とする（人選は法人で行う）

①法人の長期計画に向けた検討会議とする。

②若手職員の育成を目的とする。問題意識を持てるようになる。所属事業所の課題を知る。他事業所の状況を知る。解決策を検討する。

4. 他の組織との連携

（1）きょうされん

国会請願署名、賛助会拡大等を通じて国や自治体へ障害者施策の拡充を求める。事業活動においても販売拡大を通して利用者の工賃アップをめざす。賛助会拡大、署名、販売事業を地域との交流を図る手立てとする。人材育成として各種研修に参加するとともに、委員会・部会に積極的に関わる。滋賀支部として対県交渉、大津湖西ブロックとして対市交渉に参加する。滋賀支部の役職を担い、支部運営に寄与する。11月に開催される「きょうされん第47回全国大会inしが」では要員派遣など大会運営に寄与する。

（2）各団体との連携

次の各団体とは、全事業所または個々の事業所単位で加盟し、障害者福祉の向上のためにそれぞれの団体の事業に協力する。

- ・ 大津市障害者福祉施設協議会(大福協)
- ・ 大津市障害者の生活と労働協議会(OSK)
- ・ 特定非営利活動法人滋賀県社会就労事業振興センター
- ・ 滋賀県知的ハンディをもつ人の福祉協会
- ・ 滋賀県児童成人福祉施設協議会
- ・ 滋賀県社会就労センター協議会
- ・ 滋賀県中小企業家同友会
- ・ 障害者の生活と権利を守る滋賀県協議会

（3）おおつ福祉会後援会

おおつ福祉会の応援者を増やすとともに障害者福祉の向上をめざして連携し、後援会組織の強化に協力する。運営委員会に役職員を派遣して法人との連携を密にする。会員の拡大に協力する。

（4）おおつ福祉会家族会連合会

法人に最も近い団体として、障害者施策等の情勢を共有し、連合会を通じて、家族からの要望を受けとめ、年1回、法人役員と協議する場を設ける。

（5）その他の団体

障害福祉団体だけでなく、介護福祉・児童福祉の分野の団体や法人との連携を探る。

5. 各事業所計画

各事業所の事業計画は次のとおりとする

（1）唐崎やよい作業所

①契約者数27人でやよいの環境や現状を踏まえて新規受け入れは検討する。定数を34人から30人に変更する。

②生活介護事業所として利用者の日中活動を充実させていく。具体的に個々人のペースにあった仕事（手

織り、陶芸、リサイクル、園芸、営業)、身体を動かす活動(散歩、体操)自己表現をできる活動(音楽、絵画造形)集団を意識し、楽しめる活動(レクリエーション、季節の行事、グループ活動、誕生会)を行う。旅行は隔年半数ずつ実施できるよう検討していく。

③車両老朽化のため、助成金申請をしていく。場合によってはリースを検討する。ノートパソコンを2台購入もしくはリースする。

④建物の老朽化に伴い随時修理修繕を行う。

⑤専門性を高めるために計画的に発達検査及びケースカンファレンスを行い、OT、PTへの相談もしていく。

⑥地域の人に事業内容や障害のある人への理解を求めするために、やよい通信の発行や缶回収古紙回収のためのチラシの配布、きょうされん国会請願署名等を実施する。また絵画等の作品展への応募や法人作品展、陶芸や手織り製品の外部向け事業所販売を実施する。

(2) 社会就労センターこだま

①6ヵ月以内を目途に就労継続支援B型、生活介護の多機能型事業所として申請する。今後の利用者数の増減を踏まえて定員数の変更を検討していく。

②作業内容については、当面はこれまで通りのメンテナンス、介護ベッドリサイクル、下請け、パン・クッキー製造、手織りを継続していく。生活介護については、新たな利用者の受け入れを念頭に、高齢化や重度化も進んでいるため作業内容を検討していく。

③事業形態の変更について養護学校や相談支援事業所にもアナウンスしながら新たな利用者の受け入れをめざす。

④設備や備品の修理・交換に関して、必要に応じて進めていく。

⑤例年の酷暑をふまえ、ぜひこだまわっしょい夏まつりの開催時期を変更する。

⑥計画的に発達検査及びケースカンファレンスを実施する。また、外部研修に参加することで、職員の専門性を高める。

(3) 社会就労センターあおぞら

①新たに利用者1人と契約予定。また、事業所の特色を打ち出すとともに実習を積極的に受けることで、今後の契約者増につなげる。

②体制を整え、利用者が見通しをもって通所できるように活動を安定させる。

③土曜開所日を定期的実施するとともに、各種加算の取得を見直し、増収に努める。

④発達検査、ケースカンファレンスを実施し、利用者の理解を深め職員の専門性を高める。また、外部研修にも積極的に参加する。

⑤地域向けあおぞら通信を発行し、地域とのつながり作りの一端とする。

(4) 多機能型事業所ふうね

①B型は、定員数を30人に近づける。移行は来年度以降の事業について、新たな事業体系を検討していく。B型は、年平均月1回以上の土曜開所日を設け、利用者の活動場所の保障と収入増につなげていく。

②社会的な知識を学び、暮らしについて考える機会を設定し、体験活動を実施する。

③生活や仕事に関する相談支援を行い、地域で安心して暮らしていけるようにする。

④就職を含めた新たな進路に向けて、情報収集を行い関連機関と連携を深めていく。法人内事業所や企業への実習をすすめていく。

⑤相談支援事業所と連携し、引きこもりなど地域の支援に取り組む。

⑥B型の高齢利用者の状況に応じた活動内容や環境整備を整えていく。また、B型と移行の枠を超え、それぞれの課題や目的をもって一緒にできる活動を継続していく。

⑦計画的に発達検査及びケースカンファレンスを実施する。

(5) 障害者福祉サービス事業所おおぎの里

- ①生活介護は、支援学校の卒業生1人と契約予定。見学や実習を積極的に受け入れ契約者を増やす。
- ②長期欠席者については、定期的な訪問を重ねながら本人のニーズを確認し、関係機関と連携して処遇を検討する。
- ③季節ごとの行事や日帰り旅行等を計画し実施する。
- ④設備や備品など、交換や修理等が必要な場合には随時検討し進めていく。
- ⑤地域交流として、古紙回収や事業販売のカタログ配布を継続する。
- ⑥計画的に発達検査及びケースカンファレンスを進めていく。また、外部研修へ参加する機会を設ける。

(6) 「伊香立の杜」 木輝

- ①新規の利用者1人の受け入れをする。土曜日開所は昨年同様の回数とする。
- ②厨房設備の経年劣化に伴い、入れ替えを計画的に行う。今年度については給湯器の買い替えを進めていく。また、施設内の修繕、改修等については順次対応していく。コピー機は新規契約を進め、新しい機種を導入する。
- ③季節のイベントについても、地域の多くの方への参加を呼びかけていく。秋フェスタは法人全体の祭りとして取り組んでいく。また、小規模単位の旅行を企画実行していく（日帰り）。
- ④職員の外部及び内部研修を計画的に進めていく（人権、発達、障害特性）。

(7) 伊香立の杜ケアホーム

- ①定員2人の空き枠に対して、職員体制を考慮しながら利用者の受け入れを検討していく。
- ②ケアホーム及び山百合ホームの運営を円滑に行えるように職員体制を整えていく。そのために、夜勤者の応募を随時行っていく。
- ③土・日・祝日等の時間を利用し、季節に応じたイベントや行事食（年4回程度）をショートステイと共同で取り組む。
- ④共用部分のエアコン室外機のメンテナンス・部品交換を行う。各ホーム共用部分への防犯カメラ設置について、利用者や家族会、職員と検討を行っていく。
- ⑤会議等の時間に職員やキーパーの学習会を実施し、利用者の支援を深めていく。また、衛生管理や感染予防についての研修と訓練を実施する。

(8) グループホーム

- ①今年度6～7月を目途にひまわりホームを閉所し、6ホーム24床満室になることをめざす。
- ②財産管理は、成年後見制度や地域権利擁護事業を活用した中で利用者預り金規程の徹底を図る。
- ③利用者の高齢化が進んでいるなか、各ケースに合わせた生活の場を検討の上、引き続き介護保険サービスの利用できるようケアマネや医療と連携していく。
- ④ヘルプ事業所を活用し、定期的通院同行や余暇活動の充実をはかる。
- ⑤非常災害時や感染症等のBCPに乗っ取り、緊急時対応の研修の機会をもつ。また、各ホーム年2回の避難訓練の実施と苗鹿荘の土砂災害防止法に基づく年1回の避難訓練を実施する。
- ⑥各ホームのエアコンや事務所のパソコンの老朽化に伴い、計画的に新調していく。

(9) 伊香立の杜ショートステイ

- ①体制を整え、知的障害の方を中心に1日平均4人の利用受け入れをめざしていく。
- ②将来の大規模修繕に向けた積立を行っていく。共有スペースのエアコンの室外機のメンテナンスを行

う。

- ③ケース会議を通して、利用している方の適切な支援を行っていく。緊急時の利用についても、各機関と情報共有をしていきながら、適切な対応を行っていく。
- ④避難訓練の実施（年1回）をしていく。
- ⑤土・日・祝日等の時間を利用し、季節に応じたイベントや行事食（年4回程度）をケアホームと共同で取り組む。
- ⑥地域との交流のために、地域通信を発行していく。（半年に1回）。

（10）ショートスティむくの木

- ①事業を縮小し、1人夜勤を基本とした受入利用者6人で運営していく。
- ②中軽度の方を中心に1日平均5人以上の利用を目標とする。
- ③緊急利用を含め多様な利用ニーズに対し、本人の特性や背景をふまえ、関係機関と協力して支援を行う。
- ④既存の建物を活用しつつ修繕が必要な箇所の修繕を適宜進めていく。
- ⑤自治会への参加を継続し、むくの木通信地域版を発行する。

（11）ホームヘルプセンター

- ①2024年4月より拠点を「伊香立の杜」木輝内に移転する。
- ②唐崎の現駐車場は一部契約を継続し車両の配備をできるようにしておく。それにより唐崎始点の機能を残すことで移転に伴うヘルパー減少を抑え、人員不足の断りをできる限り少なくする。
- ③法人内部の利用ニーズに支援を移行していく。
- ④各関係機関が実施するケース会議等に可能な限り参加し、利用者それぞれのケースを丁寧に受け止め本人理解に努める。

（12）相談支援事業所ひびき

- ①市の指定特定相談と委託相談を担い、広く市の障害児・者の相談窓口としての機能を果たす。
- ②相談員間のコミュニケーションや関係機関との情報交換を密におこない、適切で円滑な相談業務の履行に努める。
- ③市自立支援協議会等が主催する研修に積極的に参加し、相談技術の向上に努める。
- ④収入増をめざして加算の取得に努める。具体的には、利用者の状況を丁寧に把握し、関係機関との連携を密にするため、モニタリング時の事業所訪問を励行する。
- ⑤個別ケースを通して明らかになった課題を市自立支援協議会に挙げ、関係機関と共に地域課題として検討する。